



事務所だより5月

2012(H24)

◆労務問題をめぐる最近の裁判例から◆

◆派遣社員への慰謝料支払いを命令(2月10日判決)

大手電機メーカーの子会社(愛知県)で働いていた元派遣社員の2人(別の会社から派遣)が「派遣切り」にあったとして、直接雇用と慰謝料の支払いを求めていた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は一審判決(計約130万円の支払いを命令)を支持する判決を下しました。
一審(名古屋地裁)では、「賃金の高さなどを理由に突然の派遣切りを行っており、著しく信義にもとる対応である」として、会社側の不法行為を認め、派遣社員と同社の間に直接の雇用契約があったとは認めていませんでした。

◆コンサル会社社員の長時間労働による精神疾患を認定(2月15日)
精神疾患を発症したのは長時間労働が原因であるとして、建設コンサル会社(東京都)の社員が会社に対して損害賠償(総額約660万円)などを求めていた訴訟の判決があり、大阪地裁は男性側の主張を認め、会社側に440万円の支払いを命じました。

この男性は、遅くとも2002年12月に精神疾患を発症しましたが、2002年の時間外労働時間が月平均約135時間となっていました。

裁判長は、「上司らは長時間労働や健康状態の悪化を認識しながら、負担を軽減させる措置をとっておらず、安全配慮義務違反である」としました。

◆個人業者を「労働者」と認定(2月21日判決)

音響機器メーカーの子会社(神奈川県)が、機器修理を行う個人業者(会社と業務委託契約を締結)の労働組合との団体交渉を拒否したことが「不当労働行為」と認定されたため、認定を行った中央労働委員会の救済命令取消しを求めていた訴訟の上告審判決があり、最高裁(第3小法廷)は、「業務実態から業者は労働基準法上の労働者に該当する」との判断を下しました。

上記の労働組合は、2005年1月に最低保障賃金を月30万円とすることなどを求めていましたが、子会社側は「会社が雇用している労働者の組合ではない」として団体交渉に応じませんでした。

しかし、最高裁は「子会社の指定する方法に従って指揮監督を受けて労務を提供し、時間的にも拘束されている」、「個人業者が基本的には労働者に該当するとの前提で、なお独立の事業者の実態があると認められる特段の事情があるか否かを再審理すべき」としました。

「安全配慮義務」って最近よく聞きます。何か事故が起こると必ず出てくる言葉ですね。

「名ばかり管理職」「名ばかり請負化」など・・結局みんなやっぱり労働者だったんだ!!

◆4月からスタートする新しい「在宅介護」◆

◆床ずれ対処や血圧チェックも

この4月から「24時間体制」の介護訪問サービスがスタートすることとなり在宅介護のいわば「切り札」として注目されています。
新設される「定期巡回・随時対応サービス」は、住み慣れた地域で暮らし続けることができる在宅ケアサービスとして国が推進しているものです。生活支援(食事、服薬確認、排泄介助など)のほか、床ずれ対処や血圧チェックなどを、まさに「24時間体制」で提供するものです。

◆従来との違いは何か?

従来の訪問介護との大きな違いは、訪問の回数と時間です。
従来の訪問介護では1日1~2回で、1回あたりの訪問時間は「30分~1時間」程度でした。しかし、新サービスでの訪問時間は「10~15分」程度と短くなっています。ただし、自分の生活リズムに合わせて夜間や早朝でもサービスを受けることができます。利用者の自己負担は定額制で、原則として1日何回利用しても負担額は変わりません。

◆導入に伴う問題点は何か?

1つ目は「事業所の採算」の問題です。新サービスでは、訪問回数にかかわらず報酬が1ヵ月単位で決定するため、訪問先ごとの移動距離が長くなると効率が悪くなり、ガソリン代などの負担も重くなります。
2つ目は、「担い手の確保」の問題です。人が集まりにくのが介護業界の実情であり、これまでは採算が取れていた場合でも、利用制限がなくなってしまうと、ヘルパーの負担が増えることが懸念されています。

将来、私も介護保険のお世話になるのだろうか・・これからもっと進化して欲しいと思います。

平成24年(2012)5月

1	火	鴨川納涼床開き 5月1日~9月30日 鴨川をどり 先斗町歌舞練場 5月1日~24日	
2	水	御茶壺道中 (八十八夜) 建仁寺~花見小路~八坂神社	
3	木	憲法記念の日	
4	金	みどりの日	
5	土	こどもの日 上賀茂神社 競馬会(くらべうまえ) 神事 13:00~ 上賀茂神社	
6	日		
7	月	1級管工事施工管理技術検定試験 申込受付 2級管工事施工管理技術検定試験 申込受付 申込受付期間:平成24年5月7日(月)~5月21日(月)	
8	火		
9	水		
10	木	建設業経理士試験(上期) 申込受付 建設業経理事務士試験 申込受付 受付期間:5月10日(木)~5月31日(木)	
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火	1級建築士試験 申込受付 5月中旬 第1.2.3種電気主任技術者試験 申込書配布開始 5月中旬 葵祭 上賀茂神社・下鴨神社	
16	水		
17	木		
18	金	1級造園施工管理技術検定試験 申込受付 2級造園施工管理技術検定試験 申込受付 平成24年5月18日(金)~6月1日(金)	
19	土		
20	日		
21	月	第1.2.3種電気主任技術者試験 申込受付 郵送:平成24年5月21日(月)~6月8日(金) インターネット:平成24年5月21日(月)~6月15日(金)	
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
31	木		

【葵祭巡行図】 上賀茂神社 (時間は先頭通過予定時刻)

